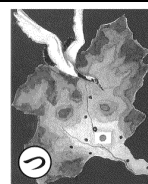




県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年5月26日（月） 号 外 （第3号）

目 次

ページ

告 示

- 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定（建築課）
- 造成宅地防災区域の指定解除（同）

2
2

■ 告 示**◎群馬県告示第140号**

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項及び第26条第1項の規定により、次の区域を宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域に指定する。

令和7年5月26日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 指定する区域 前橋市及び高崎市を除く県内全域
- 2 指定区域の詳細 「次の図」のとおり

「次の図」は省略し、その図面を群馬県県土整備部建築課盛土安全推進室に備え置いて縦覧に供するとともに、県ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/page/699570.html>）に掲載する。

◎群馬県告示第141号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第45条第2項の規定により、令和6年群馬県告示第94号により指定した造成宅地防災区域の全部について、当該指定を次のとおり解除する。

令和7年5月26日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 解除する区域 岡崎・岩久保住宅団地
- 2 解除する区域の詳細 「次の図」のとおり

「次の図」は省略し、その図面を群馬県県土整備部建築課盛土安全推進室及び東吾妻町役場総務課に備え置いて縦覧に供するとともに、県ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/page/11794.html>）に掲載する。